

重度障害者等用住宅の賃借助成金

重度障害者等を入居させるために専用の構造・設備を備えた世帯用または単身用の住宅の賃借をおこなう事業主を支援する助成金です。

どのような住宅でも支給対象になるということではなく、以下の要件を満たす住宅のみが対象となります。

- 対象の障害を持つ従業員の障害特性に応じた構造・設備を持つ住宅であること
- 事業主が新規に賃借する住宅であること
- 申請住宅から事業所までの移動時間が10分程度の距離であること。およびこの間の通勤方法は支給対象障害者が徒歩または車いす等で通勤できる場合に限ること
- 対象の障害を持つ従業員が入居している住宅であること
- 世帯用は、対象障害者が次のイからニまでに掲げるいずれかの方と同居する住宅であること

イ 配偶者

ロ 6親等以内の血族の方

ハ 3親等以内の姻族の方

ニ イからハ以外の者で機構がやむを得ないと認める方

出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「重度障害者等通勤対策助成金」

支給額は、以下の通りです。

助 成 率	支 給 限 度 額	支 給 期 間
3/4	世帯用 月 10万円 単身者用 月 6万円	10年間

- ロ 支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、国、地方公共団体、独立行政法人および地方独立行政法人から補助金等の支給を受ける場合の支給額は、支給対象費用の額から当該補助金等の額を控除した残りの額に、助成率を乗じて得た額または上記イの支給限度額のいずれか低い額です。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「重度障害者等通勤対策助成金」より、助成率、支給限度額等